

第三十四回国会
衆議院

日米安全保障条約等特別委員会議録 第三十七号

(五三七)

昭和三十五年五月十九日(木曜日)

午前十時四十一分開議

出席委員

委員長 小澤佐重喜君

理事井出一太郎君 理事岩本 信行君

理事大久保武雄君 理事櫻内 義雄君

理事権熊三郎君 理事西村 力弥君

理事松本 七郎君 理事竹谷源太郎君

安倍晋太郎君 愛知 揆一君

秋田 大助君 天野 光晴君

池田正之輔君 石坂 繁君

鍛冶 良作君 加藤 精三君

鴨田 宗一君 賀屋 興宜君

小林 錦君 田中 榮一君

田中 龍夫君 田中 正巳君

床次 徳二君 野田 武夫君

服部 安司君 福家 俊一君

古井 喜實君 保科善四郎君

毛利 松平君 山下 春江君

飛鳥田一雄君 石橋 政嗣君

井手 以誠君 岡田 春夫君

勝岡田清一君 黒田 壽男君

滝井 義高君 田中織之進君

戸叶 里子君 成田 知巳君

穂積 七郎君 森島 守人君

八木 一男君 横路 節雄君

受田 新吉君 大貫 大八君

堀 ツルヨ君

出席國務大臣

内閣總理大臣 岸 信介君

外務大臣 藤山愛一郎君

運輸大臣 橋本 渡君

國務大臣 赤城 宗徳君

出席政府委員

内閣官房長官 椎名悦三郎君

内閣官房副長官 杉本 俊一君

法制局長官 林 修三君

防衛庁参事官 門叶 宗雄君

(長官官房長)

防衛庁参事官 加藤 陽三君

(防衛局長)

調達庁長官 丸山 信君

公安調査庁長官 藤井五一郎君

外務政務次官 小林 網治君

外務事務官 下田 武三君

(大臣官房審議官)

外務事務官 森 治樹君

(アメリカ局長)

外務事務官 高橋 通敏君

(条約局長)

運輸事務官 辻 章男君

(航空局長)

委員外の出席者

専門員 佐藤 敏人君

五月十九日

委員田中織之進君、森島守人君、八

木一男君及び門叶亮君辞任につき、

その補欠として勝岡田清一君、滝井

義高君、井手以誠君及び受田新吉君

が議長の名で委員に選任された。

同日

委員勝岡田清一君辞任につき、その

補欠として田中織之進君が議長の指

名で委員に選任された。

五月十八日

日米安全保障条約改定反対に關する

請願外三百五十八件(足鹿覺君紹介)

(第四〇二〇号)

同外四件(井手以誠君紹介)(第四

〇二二号)

同外七十二件(伊藤よし子君紹介)

(第四〇二二号)

(第四〇二二号)

同外三百四十一件(大原亨君紹介)

(第四〇二三号)

同外二百六十三件(岡本隆一君紹介)

(第四〇二四号)

同外二百五十九件(勝澤芳雄君紹介)

(第四〇二五号)

同外二百四十一件(勝岡田清一君紹

介)(第四〇二六号)

同外三百六十九件(金丸徳重君紹介)

(第四〇二七号)

同外五百五十二件(河上丈太郎君紹

介)(第四〇二八号)

同外三百二十九件(菊地養之輔君紹

介)(第四〇二九号)

同外三百六十三件(久保三郎君紹

介)(第四〇三〇号)

同外一件(黒田壽男君紹介)(第四〇

三二一号)

同外四百七十一件(兒玉末男君紹

介)(第四〇三三二号)

同外三百二十六件(五島虎雄君紹

介)(第四〇三三三三号)

同外八百八十九件(佐野憲治君紹

介)(第四〇三四四号)

同外四百八十一件(佐々木更三君紹

介)(第四〇三五五号)

同外五百五十七件(佐藤觀次郎君紹

介)(第四〇三六六号)

同外三百四十九件(島上善五郎君紹

介)(第四〇三七七号)

同外二百七十件(中澤茂一君紹

介)(第四〇三八八号)

同外三百二十八件(中島巖君紹

介)(第四〇三九九号)

(第四〇三九九号)

(第四〇三九九号)

(第四〇三九九号)

(第四〇三九九号)

同外七十七件(中原健次君紹介)(第

四〇四〇号)

同外二百九十八件(永井勝次郎君紹

介)(第四〇四二一〇号)

同外三百六十件(成田知巳君紹

介)(第四〇四二二〇号)

同外二百四十二件(西村國一君紹

介)(第四〇四三三〇号)

同外五十九件(芳賀貢君紹介)(第四

〇四四四〇号)

同外三百五十九件(日野吉夫君紹

介)(第四〇四五五〇号)

同外二百二十九件(帆足計君紹

介)(第四〇四六六〇号)

同外六十二件(松平忠久君紹

介)(第四〇四七七〇号)

同外三百二十四件(三宅正一君紹

介)(第四〇四八八〇号)

同外二百六十六件(八百板正君紹

介)(第四〇四九九〇号)

同外三百五十件(山田長司君紹

介)(第四〇五〇〇〇号)

同外四百五十八件(山中吾郎君紹

介)(第四〇五一〇〇号)

同(石山權作君紹介)(第四〇五二二〇

号)

同(佐々木更三君紹介)(第四〇五五

四〇五五三〇号)

同(神近市子君紹介)(第四〇五五四

四〇五五二〇号)

同外七十九件(長谷川保君紹

介)(第四〇五五五〇号)

同(原彪君紹介)(第四〇五五七〇

号)

同(山田長司君紹介)(第四〇五五八〇

号)

(第四〇五五八〇号)

(第四〇五五八〇号)

同外三百三十四件(淺沼稻次郎君紹

介)(第四〇八八八〇号)

同外三百七十五件(阿部五郎君紹

介)(第四〇八九九〇号)

同外三百九十二件(赤松勇君紹

介)(第四〇九〇〇〇号)

同外六十一件(井伊誠一君紹

介)(第四〇九〇一〇〇号)

同外九件(井手以誠君紹

介)(第四〇九〇二〇〇号)

同外九件(井手以誠君紹

介)(第四〇九〇三〇〇号)

同外二百九十件(石田有全君紹

介)(第四〇九〇四〇〇号)

同外二百一十一件(石野久男君紹

介)(第四〇九〇五〇〇号)

同外三百七十七件(大原亨君紹

介)(第四〇九〇六〇〇号)

同外二百六十四件(太田一夫君紹

介)(第四〇九〇七〇〇号)

同外八十七件(岡良一君紹

介)(第四〇九〇八〇〇号)

同外二百三十六件(加藤勤十君紹

介)(第四〇九〇九〇〇号)

同外二十五件(風見章君紹

介)(第四〇九一〇〇〇号)

同外二百十件(角屋堅次郎君紹

介)(第四〇九一一〇〇号)

同外三百六十二件(上林與市郎君紹

介)(第四〇九一二〇〇号)

同外六十四件(神近市子君紹

介)(第四〇九一三〇〇号)

同外二百七十六件(栗原俊夫君紹

介)(第四〇九一四〇〇号)

(第四〇九一四〇〇号)

(第四〇九一四〇〇号)

(第四〇九一四〇〇号)

(第四〇九一四〇〇号)

(第四一〇五号) 同外四百五十五件(小林正美君紹介)

(第四一二五号) 同外二百三十九件(安井吉典君紹介)

(第四二四六号) 同外二百四十四件(志賀義雄君紹介)(第
四一〇六号)

(第四一〇七号) 同外百九十九件(島口重次郎君紹介)

(第四一〇八号) 同外二百七十八件(下平正一君紹介)

(第四一〇九号) 同外二百六十一件(東海林稔君紹介)

(第四一一〇号) 同外二百八十件(杉山元治郎君紹介)

(第四一一一號) 同外百九十八件(多賀谷真稔君紹介)

(第四一一二號) 同外百四十六件(田中武夫君紹介)

(第四一一三號) 同(高田富之君紹介)(第四一一三號)

(第四一一四號) 同外二十九件(館俊三君紹介)(第四
一一四号)

(第四一一五号) 同外百二十八件(辻原弘市君紹介)

(第四一一六号) 同外三百二十九件(戸叶里子君紹介)

(第四一一七号) 同外二百四十九件(堂森秀夫君紹介)

(第四一一八号) 同外四百三十二件(野口忠夫君紹介)

(第四一九九号) 同外三百二十三件(原茂君紹介)(第
四二〇〇号)

(第四二〇一號) 同外四百八十七件(長谷川保君紹介)

(第四二〇二號) 同外三百一十件(穂積七郎君紹介)

(第四二〇三號) 同(正本清君紹介)(第四二二三號)

(第四二〇四號) 同外百九十二件(松本七郎君紹介)

(第四二〇五號) 同外十五件(八百板正君紹介)(第四
二〇六号)

(第四二〇七号) 同外二百三十九件(安井吉典君紹介)

(第四二〇八号) 同外四百三十七件(山中日露史君紹
介)(第四二〇九号)

(第四二一〇号) 同外四百五十五件(横路節雄君紹介)

(第四二一一号) 同外五十件(横山利秋君紹介)(第
四二一二号)

(第四二一二号) 同外六十五件(淺沼稻次郎君紹介)

(第四二一三號) 同外一件(赤松勇君紹介)(第四二一
四号)

(第四二一四号) 同外一件(飛鳥田一雄君紹介)(第四
二一五号)

(第四二一五号) 同外三十四件(井手以誠君紹介)(第
四二一六号)

(第四二一六号) 同外六件(伊藤よし子君紹介)(第四
二一七号)

(第四二一七号) 同外十件(猪俣浩三君紹介)(第四二
一八号)

(第四二一八号) 同(石田有全君紹介)(第四二一九号)

(第四二一九号) 同外百八十一件(坂川正吾君紹介)

(第四二二〇号) 同外三百四十七件(小川豊明君紹介)

(第四二二一號) 同外十八件(太田一夫君紹介)(第四
二二二号)

(第四二二二號) 同(加藤勘十君紹介)(第四二二三号)

(第四二二三号) 同(片島港君紹介)(第四二二四号)

(第四二二四号) 同外三件(勝澤芳雄君紹介)(第四二
二五号)

(第四二二五号) 同(角屋堅次郎君紹介)(第四二二六
号)

(第四二二六号) 同外三百三十件(木原津與志君紹介)

(第四二二七号) 同久保田豐君紹介(第四二二八号)

(第四二二八号) 同外二百八十九件(小林進君紹介)

(第四二二九号) 同小松幹君紹介(第四二三〇号)

(第四二三一號) 同外二百九十九件(實川清之君紹介)(第
四二三二号)

(第四二三二号) 同外百五十件(阪上安太郎君紹介)

(第四二三三號) 同(鈴木茂三郎君紹介)(第四二三三
四号)

(第四二三四号) 同外八十八件(田中織之進君紹介)

(第四二三五号) 同外二件(田中武夫君紹介)(第四二
三六号)

(第四二三六号) 同外五十一件(多賀谷真稔君紹介)

(第四二三七号) 同外四十三件(滝井義高君紹介)(第
四二三八号)

(第四二三八号) 同外百四十四件(橋兼次郎君紹介)(第四
二三九号)

(第四二四〇号) 同(望森芳夫君紹介)(第四二四一九号)

(第四二四一九号) 同(中井徳次郎君紹介)(第四二四二〇
号)

(第四二四二〇号) 同外四百四十九件(中嶋英夫君紹介)

(第四二四二一號) 同外五十三件(中村英男君紹介)(第
四二四二二号)

(第四二四二三号) 同(永井勝次郎君紹介)(第四二四二三
四号)

(第四二四三四号) 同外一件(成田知巳君紹介)(第四二
四三五号)

(第四二四三五号) 同外一件(西村興一君紹介)(第四二
四三六号)

(第四二四三七号) 同外百四十七件(西村力弥君紹介)

(第四二四三八号) 同(芳賀貴君紹介)(第四二四三九号)

(第四二四三九号) 同外三百十九件(岡田忠次郎君紹介)

(第四二四四〇号) 同外三十九件(穂積七郎君紹介)(第
四二四四一號)

(第四二四四一號) 同外二百八十件(松前重義君紹介)

(第四二四四二號) 同外百五十二件(三鍋義三君紹介)

(第四二四四三號) 同外一件(森島守人君紹介)(第四二
四四四号)

(第四二四四五号) 同(森本靖君紹介)(第四二四四六号)

(第四二四四六号) 同外八十四件(八木一男君紹介)(第
四二四四七号)

(第四二四四八号) 同外三百二十三件(八木昇君紹介)

(第四二四四九号) 同外百五十八件(矢尾喜三郎君紹介)

(第四二四五〇号) 同外三十四件(山中吾郎君紹介)(第
四二五〇一號)

(第四二五〇一號) 同外百二十二件(山崎始男君紹介)(第
四二五〇二號)

(第四二五〇三號) 同外六百七十七件(山花秀雄君紹介)

(第四二五〇四号) 同外二百十八件(山本幸一君紹介)

(第四二五〇五号) 同外四百二十件(柳田秀一君紹介)

(第四二五〇六号) 同(横路節雄君紹介)(第四二五〇七号)

(第四二五〇八号) 同外五百四十九件(和田博雄君紹介)

(第四二五〇九号) 同外四十四件(淺沼稻次郎君紹介)

(第四二五一〇号) 同外十件(阿部五郎君紹介)(第四二
五一一號)

(第四二五一二號) 同外十件(赤路友藏君紹介)(第四二
五一三號)

(第四二五一四号) 同外八件(赤松勇君紹介)(第四二
五一五号)

(第四二五一六号) 同外十件(苗ヶ久保重光君紹介)(第
四二五一七號)

(第四二五一七號) 同外九件(足鹿覺君紹介)(第四二
五一八號)

(第四二五一八号) 同外十六件(飛鳥田一雄君紹介)(第
四二五一九号)

(第四二五二〇号) 同(島口重次郎君外一名紹介)(第四
二五二一號)

(第四二五二一號) 同外十件(井伊誠一君紹介)(第四二
五二二號)

(第四二五二二號) 同外六件(井岡大治君紹介)(第四二
五二三號)

(第四二五二三號) 同外九十五件(井手以誠君紹介)(第
四二五二四号)

(第四二五二四号) 同外十二件(伊藤よし子君紹介)(第
四二五二五号)

(第四二五二六号) 同外四件(猪俣浩三君紹介)(第四二
五二七號)

(第四二五二七號) 同外三百二十件(石川次夫君紹介)

(第四二五二八號) 同外三件(石田有全君紹介)(第四二
五二九號)

(第四二五二九號) 同外七件(石野久男君紹介)(第四三
五三〇號)

(第四二五三〇号) 同外五件(石橋政調君紹介)(第四三
五三一號)

(第四二五三一號) 同外四件(石村英雄君紹介)(第四三
五三二號)

(第四二五三二號) 同外五件(石山權作君紹介)(第四三
五三三號)

(第四二五三三號) 同外四件(坂川正吾君紹介)(第四三
五三四號)

(第四二五三四號) 同外八件(小川豊明君紹介)(第四三
五三五號)

(第四二五三五號) 同外九件(大西正道君紹介)(第四三
五三六號)

(第四二五三六號) 同外百九十一件(岡田春夫君紹介)

(第四二五三七号) 同外五十六件(加藤勘十君紹介)(第
四二五三八號)

(第四二五三八號) 同外四十二件(風見章君紹介)(第四
二五三九號)

(第四二五三九號) 同外八件(柏正男君紹介)(第四二
五四〇號)

同外三件（加賀田進君紹介）（第四三八四号）
同外三百九件（柏正男君紹介）（第四三八五号）
同（粟林三郎君紹介）（第四三八六号）
同外十六件（佐野憲治君紹介）（第四三八七号）
同外二十二件（島口重次郎君紹介）（第四三八八号）
同外七件（下平正一君紹介）（第四三八九号）
同外八件（東海林稔君紹介）（第四三九〇号）
同外五件（杉山元治郎君紹介）（第四三九一号）
同外一件（田中稔男君紹介）（第四三九二号）
同外六件（橋兼次郎君紹介）（第四三九三号）
同（中村英男君紹介）（第四三九四号）
同外七件（永井勝次郎君紹介）（第四三九五号）
同外六十七件（西村関一君紹介）（第四三九六号）
同外一件（松浦定義君紹介）（第四三九七号）
同外五件（三鍋義三君紹介）（第四三九八号）
同外九件（森島守人君紹介）（第四三九九号）
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の締結について承認を求めるの件（条約第一号）
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基

○小澤委員長 これより会議を開きます。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の締結について承認を求めるの件、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の締結について承認を求めるの件、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約等の締結に伴う関係法令の整理に関する法律案、右各件を一括して議題といたします。

うかということについては、全く日本政府は関知しない、だから事前協議というのとは名ばかりで、それは抜け穴なんだ、こういう話をした。ところが、あなたは私に對して、この委員会でする答弁をしているわけです。なるほど第七艦隊の入港については、防衛庁長官に對して通知の義務はない、また、防衛庁の長官としても、第七艦隊が入港した際に、その入港について通知を受ける権利はない、しかし、たとえば横須賀の海上自衛隊の横須賀地方總監

質疑を続行いたします。横路節雄君。

○横路委員　赤城防衛庁長官にお尋ねをしたいのですが、実は今度の新安保条約において、政府が改善をされた点は、第六条に基づく交換公文による事前協議である、こういうお話でございましたが、私もほとんど考えても、この事前協議というものは、形式的にはアメリカ合衆国軍隊の重要な配備の変更あるいは装備の変更、あるいは日本が提供している施設・区域を基地としての戦闘作戦行動に出る場合に、それが事前協議の対象になるというものは、政府の一方的な答弁であつて、非常に

部から海幕に通知があつて、そして防衛庁の長官は常に海幕から連絡があるのだ、だから絶対に御心配要りませう、こう御答弁になつてゐる。ところが、きのう問題になりました東富士並びに北富士の沖繩第三海兵師団傘下の海兵隊——御承知のように、たしかその兵員は二千七百、戦車は六十両、これだけの大部隊が、しかも沖繩の第三海兵師団というのは、明らかに上陸作戦用の部隊なんです。この第三海兵師団の二千七百以上の兵員、戦車六十両も積んで、一体いつ第七艦隊が入つたのか、そういうことは、私に対しては、全然知らないという答弁でした。そ

れでは、四月十九日ですか、私が飛鳥田委員に閣連して、第七艦隊入港については、防衛庁の長官としては十分通知を受けているのかと言ったことに対して、受けているという答弁と、現に昨日の当委員会におけるあなたの答弁とは全く違うわけです。それならば、私は重ねてあなたにお尋ねしたいのが、四月十九日に飛鳥田委員に閣連して私がお尋ねをした際のあなたの答弁は、第七艦隊は入港については防衛庁の長官に通知をする義務はないが、横須賀の海上自衛隊の艦隊部から海幕に上がつて、自分は必ず受けているのだということと違うではありませんか。二千七百人の兵員、六十両の戦車、しかも、沖繩の第三海兵師団は、上陸作戦用の最強部隊なんです。それがいつ上がつて、いつ演習をやるかということについて、全然連絡がないということとは、これは一体どういふことなんです。（「連絡があった」と呼ぶ者あり）いや、連絡がない。昨日私には、いつ上がつたかということについては連絡がないとおっしゃった。もしあったのなら答弁していただきた。ゆうべお帰りになられてから、防衛局長や海幕の連中や皆と相談した結果、何月何日に通知があったけれども、おれは忘れておったのだということと、ここで、忘れていたのだ、何月何日に入つたのだ、こういうふうに答弁していただきたい。

とも、御答弁申し上げた通りでありま。事実上、海幕を通じて、必要がある場合には私の方でその報告をすることになっております。今北富士、東富士へ沖繩の第三海兵隊が参つて演習をするということにつきましては、正式に調達庁の方へ報告があったことは、昨日答弁した通りであります。入港をいつしたかということにつきましては、私のところまで報告を受けておりませんが、これはどこからということでありますならば、沼津から上がつて演習場の方に行つた、これだけは私承知しております。

○横須賀委員 赤城さんにお尋ねしますが、沼津に上陸をしたということだけは知つてゐるということは、この点は、今あなたから御指摘がありましたように、第七艦隊の入港その他については、さらにあとで詳細にお尋ねをしたいと思つてゐるのです。ただ、今私がおあなたにお聞きをしているのは、入港については、もちろんあなたの方では通知を受ける権利がない、相手方は通知の義務がない、これは、第七艦隊入港の際において防衛庁長官が何ら関知されてゐない、そういう立場に置かれてゐるのだということが、なお一そらはっきりしたわけですか。しかし、沼津に上陸した点は、あとで運輸大臣などに對する御質問のときに、一緒に行政協定並びに行政協定にかゝる合衆国軍隊の地位に關する協定、並びに合意議事録との關係でお尋ねをしますが、あなたの方には受ける権利もない、第七艦隊がいつどこに入つたものかも知らない、こういうことだけははっきりしたわけですか。

次に、調達庁の長官にお尋ねをしたのであります。きのうの東富士から北富士に對する演習の問題でござい。ます。速記録がまだできておりませんが、あるいはきのうあなたが答弁されたことについて、一、二言葉について違ひがあるかもしれませんので、重ねてもう一べん聞きたいのです。

現に沖繩に駐留する第三海兵師団は、米海兵司令部の指揮下で、日本への移動上、在日米軍ではない第七艦隊の指揮に属し、日本に着陸したとたんに、これは管理者たる――管理者というのには、第七艦隊が入港したときに、施設、建物その他を提供したり、油を供給したりする、そういう作戦命令系統ではない、ただ管理者である在日米海軍司令部の区処を受けるんだ。だから沖繩の第三海兵師団所属の、たしか海兵隊の隊員二千七百、戦車六十両かと思ひますが、これについては在日米軍の指揮下ではない。しかし、港灣施設等あるいはそういうものの管理者である在日海軍司令部の区処を受けてゐるから、従つて、これは現行の安保条約並びに行政協定に照らしても違反でないから、沖繩第三海兵師団については北富士、東富士についての使用はできるんだ、こういうふうにお話ございましたが、大体それで間違ひございませんか。

○丸山政府委員 言葉の一言一句につきましては、私もまだ速記録を見ておりませんが、私が申し上げました趣旨は、大体今お話しした通り、今富士の演習場を演習しておるのは、これは沖繩におる第七艦隊所属の第三海兵隊である、常時日本に駐留しているものでないことは事実である。従ひまして、これが日本に來まして、この指揮系統

は変わらないものと考えております。しかしながら、日本に入つた場合におきましては、その行動、つまり日本に對する關係におきましては、少なくともそれがいつ演習場に来て演習をやるかというふうな、日本側に対する通報、あるいはその行動によりまして、日本側いろいろな影響を与える、あるいは損害を与える場合がある。こういう場合は、責任等、一切常駐する在日米軍、特に直接には横須賀の海軍司令部が責任を持つてその処置をする、こういうふうな意味合いにおきまして、私は、かつて法令上の用語があるいは通常語が知りませんが、横の立場にあるものがそれらの行動について横から指図し、あるいはその行動について責任を負うような關係、これらの言葉に對して区処という言葉があつたやうな感じがいたしましたので、このやうなことで説明いたしましたわけでございます。

なお、その關係における演習場のみならず、施設及び区域の使用に關しましても、現在の安保条約におきましても、そのまた施行上に関する行政協定の二条におきましても、この施設及び区域を使用するのは、米海軍隊で第一条の使命を達するために使用できるのである、こういうことになっております。また、安保条約におきましては、日本及びその周辺に米軍はその陸軍、海軍、空軍を配備する権利を有する。従ひまして、その配備というところは常駐ではなくても一時的の駐留、すなわち、配備の一態様であらう。それからまた、そのものの使命といふものは、条約にいう第一条の目的遂行のためのものである、かように考えまして、その演習のために現在提供中の施設・区域を使用して差しつかえないものと私は考えております。このやうに申し上げたつもりでございます。

○横須賀委員 調達庁長官にお尋ねしますが、今あなたのお言葉の中に、これは現行の安保条約の第一条、それから第三条にある配備だ、ことに第三条には「アメリカ合衆国の軍隊の日本国内及びその附近における配備を規律する条件は、両政府間の行政協定で決定する。」これは配備されたのだ、期間、短いとか短くないとかしれないが、配備されたのだ、そしてその配備を規律する条件は行政協定だ、だから第二条によつて施設・区域の提供は許されるのだ、こういうふうに言つてゐる。配備といふことを言つてゐる。この配備といふのは、新安保条約における第六条の交換公文でも配備といふことがありますが、これは新安保条約でも問題でありますから、そこで一体配備とはどういうことを言うのか、調達庁長官にお尋ねします。配備とはどういうことを言うのですか。

○丸山政府委員 お答えいたします。配備といふものは、私の考えておるところでは非常に広い意味でございます。第一、日本の国内に不定期的に長期間常駐する場合も含みます。また、一時的に、今回のやうに数カ月というやうな時期において日本の国内に軍隊がある、これらのものを合せて配備という言葉になつてゐるものと私は考えております。

○横須賀委員 長官、その配備といふのは、あなたのお話にはあまりにも常識的です。配備といふことが、そういうやうな常識的な用語で、現行安保条約や新安保条約で使われているものではない

は、あなたのお話にはあまりにも常識的です。配備といふことが、そういうやうな常識的な用語で、現行安保条約や新安保条約で使われているものではない

は、あなたのお話にはあまりにも常識的です。配備といふことが、そういうやうな常識的な用語で、現行安保条約や新安保条約で使われているものではない

は、あなたのお話にはあまりにも常識的です。配備といふことが、そういうやうな常識的な用語で、現行安保条約や新安保条約で使われているものではない

は、あなたのお話にはあまりにも常識的です。配備といふことが、そういうやうな常識的な用語で、現行安保条約や新安保条約で使われているものではない

は、あなたのお話にはあまりにも常識的です。配備といふことが、そういうやうな常識的な用語で、現行安保条約や新安保条約で使われているものではない

いのですよ。これは私、これから防衛庁長官やその他の諸君にお尋ねをしようと思ひますが、もう一つ、あなたは先ほどのまとめた答弁の中で、第一条及び第三条にいう「アメリカ合衆国の軍隊の日本国内及びその附近における配備」、「その附近」というのは、沖縄の軍隊でも、日本に来て自由に使えるという意味で御答弁になったのですか。どうもその点はつきりしませんでしたが、「その附近」ということには、かゝり力を入れて答弁されたので……。

○丸山政府委員 「国内及びその附近」の中には、沖縄は入ってこないかと考へております。

○横路委員 もう一つ調達庁長官にお尋ねしておきますが、この第一条では、アメリカの軍隊というものは、外国からの武力攻撃に対して日本の安全に寄与するために出動するわけですね。この沖縄の部隊というのは、在日米海軍司令部、作戦の命令系統の司令部ではないのですよ。横須賀にある在日米海軍司令部というものは、施設、区域を提供するだけ、そういうものを管理している管理部隊、決して作戦命令系統は、横須賀にある在日海軍司令部は持っていない。その指揮系統を持っていない、日本の東富士、北富士演習場を使用することについての、この沖縄の第三海兵師団について、作戦の命令を与えられない、在日米海軍司令部の、いわゆる区域管理下にあって、第一条にいうこの部隊は、日本に対する武力攻撃に対処する部隊で、しかも、それは在日米軍の指揮下ではないことは明らかではありませんか。そうすれば、この沖縄第三海兵師団が北富士、東富士の演習場を使うことは、こ

れは明らかに、私は現行の安保条約や行政協定からいって違反だと思ふ。その点どうですか。

○丸山政府委員 お話の通り、第七艦隊所属の第三海兵師団は、その作戦的な指揮において横須賀の海軍司令部の指揮下にあるものではないということ、それは、その通りであると思ひます。しかしながら、その海兵師団は、御承知の通り非常に機動的な要素を持つておる部隊でございまして、常には沖縄におるが、これが日本に入ってくる。その日本に入ってくる場合におきまして、これが条約にいう極東の安全、平和の維持並びに日本の安全という目的を有する、また、その範囲内に属するものとして日本に入るものと考へておられますので、従ひまして、その意味におきましては、短期間の駐留であろうとも、これはやはり配備された軍隊として日本の施設及び区域を使用できるものと、かように私は考へております。

○横路委員 私は防衛庁長官にお尋ねしたいのです。これは防衛庁において自衛隊を移動、運用するのですから、配備とは、自衛隊においては、防衛庁においては、一体これはどういふ言葉なんですか、どういふようにお考えになっていきますか。これは当然防衛庁においては、配備というものは、これは軍の用語なんですから、どうなんですか。

○赤城國務大臣 防衛局長から答弁いたします。

○加藤(陽)政府委員 配備という言葉そのものにつきましては、今自衛隊で正確に使つておるといふことはございせん。ただ、一般的な考え方といったしましては、それぞれの部隊を、それ

ぞれの所定の場所に装備を持つて配置するということであらうと思ひます。

○横路委員 それでは防衛局長に一つお聞きをいただきたいのです。やはり配備というものは、その簡単に、常識的に使つておる言葉ではないと思ふ。これは古い言葉ですが、古いといつても、やはり自衛隊といふのも軍ですから、軍の運用についてはやはりきまつた言葉があると思ふ。この配備というのに、昭和十二年に出ました陸軍省令の第四十三号、軍機保護法施行規則の第一条、一のハの項です。外国に駐屯する部隊に関する左の事項……(「帝國軍人とは違ふ」と呼ぶ者あり)も使つていた言葉について申し上げておるのです。その左の事項として、そのうちの丙として「現在及将来ニ亘ル部署、配備又ハ行動」、こうなつておりました。その解釈をどういふように規定してあります。配備とは、部署せられた軍隊の某地域における有形の体制をいふ。部署とは、作戦目的の実行のため、指揮下にある軍隊を区分し、これに任務を付与することをいふ。ですから、これだけ読めばもう防衛局長は、あなたはおわかりだと思ふ。配備とは、明らかにこれは部署せられた軍隊の有形の体制だ。その部署とは、作戦目的の実行のために指揮下にある軍隊なんです。そういう任務を付与せられることを配備という。そうすると、配備とは、この間から私たちがこの委員会でも何べんも聞いていることは、配備における重要な変更、結局日本に来る軍隊が部署せられた配置についた、しかも、それが作戦目的の実行のために指揮下にある軍隊である、これに任務を付与せられたものを、それを配備とい

う。それでしよ。防衛局長、どうですか。私の言うことは間違ひではないと思ふ。あなたは専門家なんですか。政治的な用語ではないに、そういう点はきまつたとしていただきたいと思ふ。その点いかがですか。

○加藤(陽)政府委員 旧軍隊のときの配備がそういうことであつたといふことは、今初めて私聞いたのでございませうが、しかし、ただ条約なら条約、法律なら法律、それをきめました規則の目的、内容、意義等からいたしまして、やはり言葉の使い方といふものは変わつてくると思ひます。私はそういうふうな配備といふことに対しての定義があるといふことも、それはあり得ると思ひます。しかし、いずれの場合におきまして、それでなければならぬといふことはなからうと思ひます。自衛隊におきましては、大体国土防衛でございまして、私どもは特にそのような意味で配備といふ言葉を使つておるといふことはございませう。

○横路委員 長官にお尋ねしたいと思ふのですが、合衆国軍隊が日本に配備されるというのは、日本に対するところの武力侵略があつた場合には、これを押し返す、そういう作戦目的の実行のためにその指揮下にある、それを配備せられた軍隊といふと思ふのですが、その点はいかがですか。

○赤城國務大臣 本条約の上での配備といふ言葉は、おのずから安保条約上から出てくる解釈であらうと思ひます。その点では安保条約にいう配備といふのは、日本の安全及び極東における国際の平和と安全の維持に寄与するため日本国内及びその附近において部

署につくことをさす、滞在が一時的であるか継続的であるか、こういうのは、これは問われないことと考へております。そういうふうに配備といふものを考へておりました、作戦のためには押し返すといふことだけとは考えられません。広い意味において解釈すべきものだ、こう思ひます。

○横路委員 そうすると長官、沖縄の第三海兵師団も、これは日本に配備されたのだ。だから、現行の安保条約並びに行政協定に基づいて、東富士、北富士の演習場を使うことは何ら差しかえない、こういう解釈でございませう。その点もう一べんお尋ねしておきたいのです。配備された軍隊だから差しつかえないのだ、こういうわけですね。

○赤城國務大臣 演習の目的のために一時的に配備された、こう考へます。

○横路委員 それでは長官、この一九五七年六月二十一日に発表された岸・アイクの共同声明でこう言つていますよ。「日米両国間の安全保障に関する現行の諸取極について討議が行われた。合衆国によるその軍隊の日本における配備及び使用について実行可能なときはいつでも協議することを含めて、安全保障条約に關して生ずる問題を検討するために政府間の委員会を設置することに意見が一致した。同委員会は、また、安全保障条約に基いて執られるすべての措置が国際連合憲章の原則に合致することを確保するため協議を行はう。」云々となつて、そうしてこれに基づいて、「安全保障に関する日米委員会設置に関する日米共同発表」、「さきの日米会議に關する六月二十一日の共同声明に關して總理及び米國大統領

署につくことをさす、滞在が一時的であるか継続的であるか、こういうのは、これは問われないことと考へております。そういうふうに配備といふものを考へておりました、作戦のためには押し返すといふことだけとは考えられません。広い意味において解釈すべきものだ、こう思ひます。

○横路委員 そうすると長官、沖縄の第三海兵師団も、これは日本に配備されたのだ。だから、現行の安保条約並びに行政協定に基づいて、東富士、北富士の演習場を使うことは何ら差しかえない、こういう解釈でございませう。その点もう一べんお尋ねしておきたいのです。配備された軍隊だから差しつかえないのだ、こういうわけですね。

○赤城國務大臣 演習の目的のために一時的に配備された、こう考へます。

○横路委員 それでは長官、この一九五七年六月二十一日に発表された岸・アイクの共同声明でこう言つていますよ。「日米両国間の安全保障に関する現行の諸取極について討議が行われた。合衆国によるその軍隊の日本における配備及び使用について実行可能なときはいつでも協議することを含めて、安全保障条約に關して生ずる問題を検討するために政府間の委員会を設置することに意見が一致した。同委員会は、また、安全保障条約に基いて執られるすべての措置が国際連合憲章の原則に合致することを確保するため協議を行はう。」云々となつて、そうしてこれに基づいて、「安全保障に関する日米委員会設置に関する日米共同発表」、「さきの日米会議に關する六月二十一日の共同声明に關して總理及び米國大統領

領は政府閣員を配置することを明かにした」、「安全保障に関する日米委員会」と呼ばれる。そうしてそのの項に「米軍によるその軍隊の日本における配備及び使用について実行可能などときはいつでも協議することを含めて、安全保障条約に關して生ずる問題を検討」した。この安全保障に関する日米委員会、この沖繩の第三海兵師団の東富士、北富士に關しては配備なんだ、だから演習をやらんだったということについて、いつ協議なさいましたか。

○赤城國務大臣 外務省当局から答弁があると思いますが、今の岸・アイク声明の問題は、これは政治的な意味を非常に深く含んでおります。というのは、日本に駐留している米軍が一日も早く撤退してもらいたい、こういうことが話し合いの中心であったと私は聞いております。でありますので、そこでいつております配備というのは、時間的に相当期間日本に駐留しているアメリカの軍隊がアメリカに撤退するようなことを希望し、またそれを約束した。こういう意味から、そこに使われております配置というのは、相当期間中日に駐留しておる、こういうものについての話し合いがあり、そういうものについて、安保委員会等におきましてその措置をとるようになした、こういうふうな解するのが至当である、こう思います。

○橋路委員 藤山外務大臣にお尋ねしますが、この安全保障に関する日米委員会の(4)の項で、「米軍によるその軍隊の日本における配備及び使用について実行可能なときはいつでも協議する」という配備は、長期にわたる配備なんだ、今度のよりな短期にわたる配備

については、その日米委員会においては協議しないのだ。長期とか短期とかいうことが、一体この配備という言葉の中から出てきますか、外務大臣これはどうですか。

○藤山國務大臣 当時の岸・アイク共同声明の趣旨をお考えいただければ御了解いただけると思っております。当時總理は、日本におきまして駐留米軍というものができるだけ数を減らし、そして撤退をしてもらいたいという希望を述べられてきておったことは、御承知の通りであります。従いまして、そういう大きな意味におきましてどの期間にどの程度まで減らせるかというような問題につきまして話し合いをいたしましたのであります。御承知の通り、当時から一年半ぐらいの間に陸上兵力につきましてはほとんど撤退をしたという状況にあるわけでありました。そういう問題につきまして、われわれは安保委員会に話し合いをいたしました。ただし、その委員会では演習をするために入ってくるとか、あるいは個々の軍隊が入ってくるとか出ていくとか、そういう問題について協議はいたしておりました。

○小澤委員長 この際、石橋政嗣君から関連質疑の申し出があります。これを許します。石橋政嗣君。

○石橋(政)委員 それではお尋ねしますが、岸・アイク共同声明並びにこの共同声明に基づいて作られました日米委員会の設置に関する共同発表、これに述べられております「米軍によるその軍隊の日本における配備」というのは、現行安保条約の第一条にいう配備と同じものなんですか、逆うのですか。

○藤山國務大臣 岸・アイク共同声明で、安保委員会を作るにあたりまして用いました事柄の内容というものは、今申し上げたようなことでございまして、必ずしも第一条による配備というだけに限定されておらぬと思っております。

○石橋(政)委員 先ほど防衛庁長官が、今度沖繩の米軍が日本にきた目的というのは演習のためだ、こういうふうにおっしゃいましたが、間違いないですか。

○赤城國務大臣 具体的目的は演習のためであります。第七艦隊の海兵隊でもありますし、第七艦隊の海兵隊がやはり日本の安全及び極東における國際の平和と安全の維持に寄与しておる、こういう点から考えますならば、演習のためであります。日本の安全に寄与するということの中にも入っております。(明快)と呼ぶ者あり

○石橋(政)委員 先ほどそれこそ明快に演習のためだ、こうおっしゃったのですが、今つけ加えておられる。短期間日本に米軍の米軍が、演習以外の目的を持っておるといことが、どういう話し合いで確認されたわけですか。

○赤城國務大臣 沖繩の海兵隊は、御承知のように、前にもこちらにおりました。そしてその後におきまして、もときどき東富士、北富士の演習場へ訓練のために来ております。日本にやつてもおり、また、日本において訓練する、そしてまた日本の施設及び区域は、日本の安全と極東の平和のために許しておるわけでありまして、そういう関連から考えますならば、かつて日本において訓練もしておる、また、始終

こちらに来て訓練をしておる、そして第七艦隊そのものが日本の安全に寄与しておる、こういう見地から考えますならば、この部隊は日本の安全に寄与しておる部隊であり、その部隊が訓練演習のために日本の基地を使用する、こういう筋合いになっておると考えます。

○石橋(政)委員 今度演習のために日本にやつてきたわけですが、安保委員会においては協議がなされておらない、合同委員会においてはのみ協議が行なわれておる。そうしますと、合同委員会というものは、いわば非常に事務的な話し合いをする機関なんですね。従って、出ていける方も非常に政治的な視野からものを考える人々たちではないわけですか。そうしますと、合同委員会に出られた方は、どういう気持ちでこの使用を許したのですか。これは調達庁長官にお伺いしたいのですが、向こうはどういう目的で日本に來たいという意思表示があったわけですか、その点をお答え願いたいと思います。

○丸山政府委員 昨日もお答え申し上げたと思いますが、この演習場そのものは、すでに米軍に使用させる施設及び区域としてきまつておるものでございまして、また、その演習の使用条件、開始のときの手續等もきまつております。それに基づきまして向こうが通告し、使用を開始する、こういう普通のルートをやつておるのであります。合同委員会においては特別に今回のこの演習あるいは同種類の演習が、昨日も横路先生からもお話がありましたように、昨年も一月置きくらいにあったわけでありまして、これらのものを含めまして、そのつど一々合同委員会にお

いてこれに關して取りきめはいたしておりません。

○石橋(政)委員 そうしますと、安保委員会においても別に協議は行なわれておらない。合同委員会においても、あらためて申し入れがあったわけでは、米軍は当然の権利として沖繩における海兵隊を日本に勝手に連れてきて、勝手に演習をしておる、こういうことなんですか。

○丸山政府委員 先ほどもお答え申し上げた通り、沖繩の部隊が一時的であれ日本に來る、このことは配備である、条約遂行上の目的を持ってある軍隊の一時的の駐留でありながら、配備である、かように考えておりますので、そのことは、演習場の使用は差しつかえないと解しておるわけでございます。

○石橋(政)委員 差しつかえないというけれども、私が聞いているのは、この使用について相談があったかどうかという事です。安保委員会においては協議はなかつた。そうすると合同委員会においては協議がなされたのか、向こうから演習場を沖繩の部隊が使いたい、よからうかといううな意思表示があつて、その上に立つての協議が行なわれたのかどうかということをお聞いしておる。それも行なわれておらないということになると、アメリカ軍は沖繩の部隊だろがどこの部隊だろうが、勝手に日本に連れてきて、そしてこの施設・区域を使って演習もできる、何もできるということになるので、どういう機関で協議をなさつたのか、申し入れがあつたのかということについてお伺いしておるわけですか。

○丸山政府委員 それもお答えしたと

思いますが、合同委員会において協議はいたしております。合同委員会にも、その日時等の通報はございました。また、昨日申し上げましたように、調達庁には在日司令官より通報がございました。

○横路委員 運輸大臣にお尋ねをしたのです。この行政協定の第五条の第一項に「合衆国及び合衆国以外の国の船舶及び航空機で、合衆国によって、合衆国のために又は合衆国の管理の下に公の目的で運航されるものは、入港料又は着陸料を課せられないで日本国の港又は飛行場に出入する権利を享受する」とある。そうして第三項に「1に掲げる船舶が日本国の港に入る場合には、通常の状態においては、日本国の当局に通告をしなければならない。前記の船舶は、強制水先を免除される。」とあり、そして私の手元に政府の方から届きました「米軍の構成員、軍属、家族の出入国、一、昭和二十七年五月日米合同委員会において次のように合意されている。二、米軍用船舶又は航空機の出入する海港及び空港、(イ)協定第五条第一項に定める軍用船舶及び軍用航空機は、通常開港又は米軍の管理する空港から出入する。」従って、ここで私がお尋ねをしたのは、軍用船舶は通常開港ということですが、先ほど防衛庁の長官から、沼津に入ってそれから演習場に行った、沼津というのは、関税表の別表に定めている開港ですかどうですか。私この六法全書を見て、いわゆる関税法に定める別表による開港を調べてみたら、沼津は入っていないです。沼津は開港ですか、開港でないですか。これは開港でないでしよう。私は一九六〇年のこの関税法別表

によるものを見てみたら、沼津は開港でない。開港でないものに何で一体第七艦隊の入港を許したのです。これはどういふ法律上の権限でやったのです。

○丸山政府委員 運輸大臣へのお尋ねでございますが、今回の演習という具体的なことに関連する問題ですから、私から前もってちょっと……。

今、沼津への入港問題でございますが、沼津に米軍の使用に提供しておるところの上陸用演習場という施設及び区域がございます。そこへ向こうがやってきたのでございまして、その事実をまずお答え申し上げておきます。

○横路委員 私が運輸大臣に聞いておるのは、沼津というのは開港ではないはずですねと聞いておるんです。その点、運輸大臣に一つ……。

○横路委員 開港ではありません。これは港務管理者に通告の義務がある。沼津の市長あるいは海上保安庁の担当の者に通告の義務がある。ところが、この日米合同委員会の私どもがいただいてる「米軍の構成員、軍属、家族の出入国」では、これは沼津は、通常開港ではない。開港でないところに入ることは、明らかに行政協定の違反ではございませんか。(長官が答弁したじゃないか)と呼ぶ者あり)長官の答弁は施設があるかもしれないが、開港でない。開港でないところに入ることは、明らかに私は行政協定違反だと思いが、大臣の見解はどうですか。開港ではないのでしよう。

○横路委員 行政協定三条によりまして、御存じのように、横須賀であ

るとか、佐世保であるとかいうところは、港則法が除外されておるのであります。また一方に、今申されたような地点について通告があったかどうかという点につきましては、海難救助官がいますから、これに一つ答弁させていただきます。

○横路委員 そうじゃないんです。運輸大臣、私がお尋ねしておるのは……。

この米軍の構成員、軍属、家族の出入国は、昭和二十五年の日米合同委員会では、(イ)、(ロ)、(ハ)の項で、「これらの軍用船舶、航空機は緊急の場合には、他のいづれの日本国の港又は空港にも入ることができ、緊急の場合」とある。追撃をされておるとか、あるいは緊急避難とかいふことであって、それ以外には開港以外のところに入ることはできないのです。運輸大臣、そうではありませんか。開港以外には入れないのです。ちゃんととらえられています。じゃありませんか。

○森政府委員 合意書の問題でございます。私から説明いたします。ただいま御指摘のありました日米合同委員会の合意書に、軍用船舶または航空機が出入する場合につきまして、海港及び空港ということはお出でおります。これは日本側との関連におきまして問題を生じますのは、通常の開港あるいは通常の民間飛行場である場合でございます。ここではその通常の場合をいってございまして、米軍が施設・区域に出入いたします場合は、これは第五条の第二項に書いてございまして、従いまして、この合意書は、日本側との関連を生ずる面だけ

書いておる次第であります。

○横路委員 そうすると、今のアメリカ局長の御答弁は、通常の開港の中には入らないけれども、先ほど調達庁長官からですか、お話をあった、いわゆる上陸用演習場としての船着場ですか、そういう施設があるから、実際にはこ

でいう合同委員会における合意した通常開港ではないが、入ったというわけですね。通常開港でないことは明らかなんだ、通常開港ではないけれども、その沼津の岸壁に上陸用演習の船が着くときの施設がある、だから通常開港ではないが、そういう施設があるから施設・区域使用のために入ることができたのだ、こういう解釈ですね。

○森政府委員 施設・区域に出入いたします場合は、この合意書の関係するところではないのでございまして、これは行政協定の方に返るわけでございます。この合意書は、通常の開港等に入ります場合には、ほかの民間の船等との関係が生じますので、その面を規定した合意書でございます。

○横路委員 アメリカ局長、何もそんなあなたの注釈を聞いているのではないのです。私は具体的に聞いているんです。私は具体的に聞いているんです。この合同委員会では、沼津は通常開港ではない、しかし、沼津に、海兵隊が上陸作戦するための、作戦として使われ船着場があるから、そういう施設・区域があるから出入りしたのだらう、そういう解釈だろうと聞いているのに、あなたは、合意書事録はどうだの、行政協定はどうだの、そんなことはこっちがよく知っているんだから、そういうことを一々断わりをつける必要はない。

○森政府委員 その通りでございます。沼津の方の施設・区域に今度の場合は出入しているから、この合意書の問題ではないということをお願い申し上げます。

○横路委員 調達庁の長官にお尋ねしますが、この沖繩の第三海兵師団が、沼津から上陸作戦演習を開始して、その兵員については、これを東富士にヘリコプターで運んだのです。途中で爆弾を大量に落として、多くの被害を与えたのです。この点については、あなたの方には報告がございまして、さうしてその補償は一体どうなっているのですか。

○丸山政府委員 お話の通り、五月九日の午前二時三十分、第三海兵隊所属のヘリコプターが、沼津の上陸演習場から東富士演習場へ飛行の途中、駿東郡裾野町下和田地区へ、約百メートルの上空から、小銃弾、機銃弾を入れた箱を落としました。当町に富士調達事務所というものがございまして、富士調達事務所の調べによりますと、現場は麦畑で、人畜には被害はなかったが、畑に直径三メートル、深さ一メートルの穴があき、麦畑約三坪及び桑四株に被害が発生しました。その補償措置につきましては、被害者にそれぞれ指示をいたしております。

○小澤委員 長官 この際、勝間田清一君から関連質疑の申し出があります。これを許します。勝間田清一君。

○勝間田委員 横路委員の御質問に関連しまして、この際若干御質問をいたしておきたいと思っております。

まず第一に、調達庁長官にお尋ねいたしますが、地元のお住みの民有地あるいは公有地を持つておる諸君と、そ

ういふことがよく知っているんだから、そういうことを一々断わりをつ

ける必要はない。

○森政府委員 御質問の御質問に

関係するものではないのでござい

まして、この合意書は、日本側との関連を生ずる面だけ

れから、アメリカ合衆国は、行政協定第三案によって、演習にこれを使用するにあつたの賃貸借契約を年々、一年ごとに締結いたしておるのでありますが、現在、何年何月まで一休契約を締結いたしておりますか、その点をまず御質問いたしたいと思います。

○丸山政府委員 お話の通り、地元の民有地、公有地等につきましては、同条で賃貸借契約を年々いたしております。現在、新年度、つまり三十五年の方針に關しては、お話し合ひ中で、まだその調印には至つておらないと思ひます。

○勝間田委員 調印には至つておらないのではなく、調達庁不動産部長がこの直接の契約者になつておるのが例年の例でありますから、思ひではなくて、まだ契約ができていないというのが、私はほんとうの答弁だろうと思ふ。従つて、今日の状態では無契約の状態であるということを御認識願へるかどうかが、その点をまずお尋ねしておきたいと思ひます。

○丸山政府委員 お話の通り、延長更改の契約締結には至つておりません。この事情は勝間田先生もよく御存じだと思ひますが、年々の契約更新にあたりまして、その土地の使用条件あるいは補償の問題等、いろいろの問題の変化がありまして、そのつど、それらのもを新たにきめ、片づける、こういうふうな協議に手間取りまして、時間的に更新の手續の時期がおくれておるのは、御承知の通りの事情でございます。

○勝間田委員 今、丸山調達庁長官は、補償その他の事項がおかれておるので、現在まだ賃貸借契約ができない

のだと御答弁になつておられますけれども、それは事実と相違いたしておるのではないだろうか。昨年、すなわち三十四年六月二十四日、われわれは、現地で農業再建連盟と県庁その他関係者相集まつて現地協議会をいたしておりますが、その前に、御案内の通り、この演習場の使用については、自衛隊がこれを使用させてもらいたい、ついでに、自衛隊の使用についての協定を一つ結びたいということで、これは政府の方から申し入れがあつて、そして自衛隊の使用についての使用協定が締結されておるわけでありまして、しかも、昨三十四年の一月十六日の閣議では、了解事項として、静岡県東富士演習場返還に伴う措置についてという閣議了解がなされておることは、御案内の通りであります。すなわち、この返還は、アメリカ合衆国軍隊の使用の一切のものを返還を求めて、そして自衛隊が使用する、その返還の条件についての話し合ひが進んでおつたのかからわらず、今日までアメリカ軍隊から返還がなされていないというところから、使用の賃貸借契約が締結されていない根本があることをわれわれは認めていかなければならぬのではないかと、これをまずお話を聞きたいと思ひます。

○丸山政府委員 お話のごとく、また、昨日から横路先生からもお話がありました通り、あの演習場に關する米軍の使用度数が非常に減つてきておる、この事態にかんがみて、これを日本側に返還を求め、逆に、その必要なつど向こうに使用を許す方向に進むのが至当である、こういう考えのもとに米側にあの演習場の返還を求めております。

○勝間田委員 防衛庁長官にお尋ねをいたしますが、昭和三十四年六月の二十四日に、御殿場市の公会堂において現地協議会が持たれました。各関係者の立ち会ひの公式に達しました。その議事録の第一が返還の措置、調達庁は、アメリカ合衆国から東富士演習場の土地、施設の全部をすみやかに返還せしめるために、日米合同委員会に対してこれを提議し、早速にその実現をはかるという取りきめがなされておることは御存じでございますか。その以前において沖繩軍隊をこうして入れて参るといふことについては、これは契約の精神に根本的にもとるのではないでしようか。まず、この点をお尋ねいたしたいと思います。

○赤城國務大臣 その契約があることは承知しております。そういうこと契約のあるなしにかかわらず、撤退を求めておることも事実でございます。ただ、そういう契約がある、その契約は、撤退を求める契約、すみやかに撤退をするように協議を進めていくというところでございますが、まだ撤退をしておりません。完全に私の方へ引き渡してなつておりません。そういうことであるというならば、その間に演習をするという事は、その契約の違反であるとは私は考えません。

○勝間田委員 まだ撤退ができないのだから、その間に使用するのは違反でないだろう、こうおっしゃるのでありますけれども、防衛庁の次官と地元との間におけるいわゆる交換文書において、アメリカ軍隊からこの演習地の返還を求めて、引き続き自衛隊がこれを使用させてもらいたい、こういう文書を防衛庁から提出をされて、そして地元側は、アメリカ軍隊の早期撤退という条件にして、それならば自衛隊が使用することについて了解しよう、こういう公文書が相互に取りかわされておるということをあなたは御存じでしようか。

○赤城國務大臣 撤退をいたしましたのは、自衛隊で東富士演習場を使用したい、その前提といたしまして、撤退の要求といたしますか、すみやかに撤退するように私どもは交渉を続けていく、こういう約束でございます。であります。また、すみやかに撤退という時期に至つておらないという現状におきましては、従来通りの使用条件によつてこれを使用せよということでは、何ら差しつかえないことであり、また、お互いの間の契約違反である、こういうふうには考えません。

○勝間田委員 あなたのそのお話にもかかわらず、防衛庁からは、公文書をもって、米軍からの返還の時期もすでに指摘されておるのであります。それ

にもかかわらず、今日まで返還がなされておらないという状態でありまして、従つて、ここに米軍からこれを返還すべきである、そのための協定が締結をされ、そして同時に、現在アメリカ軍との間においていわゆる賃貸借契約は今日締結されていない、こういう状態下において沖繩の軍隊をここに入れてくるという事は、従来の地元の農民に対する了解はもろろのこと、違法な処置を行なつておることになるのではないでしようか。無契約の状態、しかも地元との契約を無視して、そしてここに沖繩軍隊を入れるということ、違法行為ではないでしようか。

○赤城國務大臣 私、先ほど撤退という言葉を使ひましたが、東富士演習場の施設及び区域の返還であります。その返還がすみやかになされるようになつておることも事実であります。それからまた、地元の個人の所有者と防衛庁の事務次官との間に、返還になりましたならばといういろいろなことの約束をしていることも、事実であります。そこで、現在、その地元の人と調達庁との間には、前の賃貸借契約はもうなくなつておるのじゃないか、その間に、演習のために入るのは、契約違反あるいは不当じゃないかということだと思ひますが、その点につきましては、基地の返還も私どもは今交渉中、もう一つは、従来ありました賃貸借契約の更改といふこと、これも努力中でありまして、そういう状態でありまふので、私は、全然無契約状態ということではなく、これは向々継続中の間のことでありまして、その間におきましては、やはり従来通りの使用に

九

供するということは差しつかえない、私はこういうふうに思います。

○勝間田委員 一面において自衛隊の使用協定を結び、自衛隊が引き続いて使用したいから、これを使用してもらいたいという手続をとり、そしてアメリカ軍の撤退、すなわち財産の返還を求める約束を結び、再々の要求に基づいて、それに対して時期までも今日指定してきておったが、昨年以來今日まで半年以上この返還の事実は成功せず、そして放置したままで、無契約の状態のままで、しかも今日の沖縄のこういつた海兵隊を入れてくるということは、私は政府は違法行為を行なっておるものと断ぜざるを得ないのであります。しかも、今日の状況からいたしますならば、もはや、この使用協定は、すなわち、アメリカからの財産を返還させるというこの前提に基づく使用協定は、不可能になるのではないでしようか。沖縄の軍隊がこうしてしばしば来るというものでありますならば、依然としてアメリカの軍隊はこれを使用してこうということになるのではないか。そういうことがわかっておりながら、もしここで返還をせず、沖縄の軍隊を引き続いて連れてくるとするならば、これは地元の農民をこまかす政策だと私は思う。これに対する誠意ある態度をお尋ねいたしたい。

○丸山政府委員 この演習場の返還折衝は、先ほども申し上げたと思いますが、昨年の七月二十一日に、合同委員会の正式議題として返還要求をいたしておられます。自來その実現に努力いたしておられますが、今日まで実現に至らざることを、まことに遺憾に存じます。

なお、この状況が続くならば、今後、返還の見込み——防衛庁が地元と今までのいろいろな返還を前提として取りかわしたことが見込みがなくなるのではないかと——ということでございますが、これは御承知と思ひますけれども、返還を実現させ、それを自衛隊の使用にあの協定に基づいていたしまして、その後においてもなおとまた行なわれ米軍の使用状況でございますから、それは行政協定上における一時的な米軍の使用、つまり二条の四項(四)かと思ひましたが、そういうことによつてアメリカ側がとまた行なう演習その他の行為にも支障を起させない、こういうことを含めての返還要求でございますので、従ひまして、今回演習が行なわれておる、また、その後そういう状況があるのかもしれないということ、返還の見込みがないという問題ではないと私は考えております。返還問題につきましては、対米折衝に鋭意努めまして、早期実現をいたし、防衛庁が、地元との協定を取りきめたものをすみやかに実施いたすように、なお一その努力をいたしたいと考えております。

○勝間田委員 アメリカ軍の撤退というか、アメリカの演習場の財産の返還ということは、一体今日の段階においていつ可能なのか、それを明らかにしたいと思ひます。

○丸山政府委員 確実な時期を申し上げることはまだできませんが、できるだけすみやかに、私は実現をいたしたいと考えております。

○勝間田委員 今度沼津からヘリコプターで弾薬をつり上げて、裾野町の下

和田地域に落ちて、いろいろ被害を及ぼしたことは先ほどの通りであります。これに積み込んでくる兵器は一体何か。自衛隊が使用し、あるいはアメリカの軍隊が使用する限りにおいて、少なくとも本協定で、いわゆる兵器の制限というものをわれわれははつきりきめてあるはずである。すなわち、第八条、「持込または使用する兵器は、核兵器、毒瓦斯、爆弾（爆発しない投下物は除く。）を除く別表にかかげる兵器とする。ただし、ジェット機による銃撃訓練および五〇〇疋以上の火薬類の一時爆破はしないこととする。」これが明記された一つの協定に相なっている。今回の沖縄の海兵隊の持つてくる兵器は一体何か、それをここで明らかにする必要がある。

○赤城國務大臣 ただいま御指摘の契約書は、御承知のように、地元の人と防衛事務次官との契約の中の条項を御指摘されたのだと思ひます。でありますから、自衛隊としてこれを使用することになりましたときには、そういうふうなことでいたしたいと思ひます。でありますから、今アメリカの海兵隊が持ち込むところの武器との関連は、その契約からは出てこないと思ひます。しかし、核兵器を持ち込むとか、そういうことにつきましては、これは絶対許しがたいところでありますので、そういうことは、その契約とは別にいたしまして、押えなければならぬのだと思ひます。

○勝間田委員 アメリカ軍が使用する場合には、これは第五條によつて、事前に地元と協議することになつてゐる。しかも、協議事項に、現

地協議会においてこれを協議すること

は明記されている。そういう言ひのがれは絶対許されないと私は思ふ。今度の兵器の持ち込みについて、一体政府と事前協議が行なわれたのか、地元との協議が行なわれたのか、その点を明らかにしたいと思ひます。

○赤城國務大臣 兵器の持ち込みについて事前協議をするということにはなつておりませんから、事前協議はいたしておりません。

○勝間田委員 今日の無協約状態のもとにおいて、しかも、地元との協定を實行せず、沖縄のそうした軍隊を入れたてておられます。今お話しのような勝手な兵器を持ち込んでくるという状態は、私は地元に対する違反行為であり、不信行為だと思ふ。今調達庁長官は、裾野の、ヘリコプターから落ちたこの兵器による被害についても補償すると言ひが、一体どういふ補償をするのか、その点を明らかにしておいてほしいと思ふ。

○丸山政府委員 これは当然、行政協定の十八條の三項に該当する事項と存じますので、その手続によつて補償いたします。

○勝間田委員 防衛庁長官に一つお尋ねをいたしますが、先ほど来申し上げた通り、協定の無協約の状態において、しかも、地元には、アメリカ軍隊から土地を返還させるんだということ、を公約をし、その時期まで今日までしは指定して、そのまだ実施されてい

ない今日の状態において、この演習場を沖縄の軍隊に貸せるということは、行政協定の違反であるという横路さんの質問の趣旨にこれは一致するのみならず、地元の農民との間における契約

の違反であると私は考へてゐる。その意味から申しまして、今後起こるべき重大な事態に対して、私は、一切の責任はやはり政府が負うべきだと実は考へる。これを明らかにいたしておきまして、私の質問を終わりたいと思ひます。（拍手）

○横路委員 今勝間田委員の質問で明らかにいたしましたことは、なおまた、その前の私、石橋委員の質問で明らかにいたしましたことは、とにかく沼津に入港した、それから東富士で演習をやつてゐる、その場合に、一体いつ入港したのか、そういうものについての通知その他は一切ない。兵員はどれだけであるかというところについても、あとになつてわかつた。きのうからの私の質問で、三月二十五日に在日米軍の司令部から、四月二十五日から六月一日まで演習しますよという通達があつたきりだ。今勝間田委員の質問で明らかになりましたように、持つてきた兵器類はどういうものであるかということについても、何ら関知してない。総理大臣、一つお聞きをいたしたい。これが、私は現実の行政協定の事態だと思ふ。そうすれば、当然新条約の第六條並びに交換公文にいうところの、重要な装備の変更やあるいは配置の変更等についても、これはあとで聞きますが、一個師以上でなければならぬ。一個師以上でなければならぬ。いわゆる事前協議の対象にはならない。そうすると、今沖縄から来ている二千七百、これについては、新条約が発効されても対象にならない、一万三千以上でないから。海兵隊がかりに六千だ、七千だ、一万だ——実に今日のアメリカ第一海兵団の一万近い兵力というものの

は、やはり相手の国に対する非常な脅威であり、それは戦力です。これが依然として一万三千でなければ、一個師でなければ配備の変更ではないから、これも事前協議の対象にならぬ、こういう点が、今度のこの北富士、東富士の演習を通して私は明らかになったと思う。

さらに、私は、総理大臣にこの点をお尋ねをしておきたいと思うのは、沖繩第三海兵師団は、沖繩で演習しようとしても、土地問題があつて、いわゆる沖繩住民の激しい抵抗があつて、沖繩では演習場を求めるのは容易でない。そこで、沖繩第三海兵師団の演習場が日本国内で使われるというのが、私は実態だと思う。

「委員長退席、岩本委員長代理着席」

こういう点、私は、この北富士、東富士の演習場問題は、現在の行政協定の点からいっても明らかに——先ほど配備の問題が出ましたが、配備は明らかに作戦の目的を持って軍隊の指揮下に置かれた、それが私は配備だと思ふのです。だから、そういう意味からいって、この配備されたものでないものが、沖繩第三海兵師団が北富士、東富士の演習場を使用することは、明らかに私は現行条約並びに行政協定違反だと思ふのです。総理大臣、何か御見解ございますか。

○岸田外務大臣 先ほどから各担当の政府委員並びに防衛庁長官からお答えを申し上げておりますように、私は、行政協定やあるいは現行の安保条約に違反しておる事実とは認めません。そういうことが勝手に行なわれておるような事情が望ましいかどうかという点については、別に検討を要する点がある

と思ひますけれども……。また、東富士及び北富士の問題につきましては、返還の正式の決定をまだ見ないということのために、いろいろ御質問のようが、私どもは、条約、協定違反だ、こういうふうには考えておりません。

○横路委員 それでは一つ藤山外務大臣にお尋ねをしたいと思います。新しい合衆国軍隊の地位に関する協定の第五条です。これは大体において、現行の行政協定の第五条とほとんど同じだと思ふのですが、ここでお尋ねをしたいと思います。合衆国及び合衆国以外の国の船舶——航空機はあつて聞きますが、「船舶」——航空機はあつて聞きますが、船

舶で、合衆国によつて、合衆国のために運航されるものは、入港料を課せられないで日本国の港に出入することができ、この解釈は、第七艦隊については、日本の開港については自由出入入することができ、こういう解釈になつておるのでございませうか、その点一つ明らかにしてもらいたいと思ひます。

○藤山外務大臣 入港料を課さないで、そして出入入できるということでございます。

○横路委員 そうしますと、私はここでお尋ねをしたい点は、本条約の第六条で「日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。」この今お話しした第七艦隊が、第五条第一項によつて日本の開港に入る。その開港というものは、この第六条にいう「施設及び区域」——これは施設ではないから、区域ですね。施設も

少しある。この施設・区域ということになるのかどうか、この点はいかがでございませうか。

○藤山外務大臣 その点は違ふと思ひますが、条約局長より御説明いたします。

○高橋(通)政府委員 その点は違つてゐると思ひます。第五条の第一項は、入港料を課さないで出入入することができるといふことを規定したわけでございます。

○横路委員 そうすると、私はこれで非常に疑問に思ひますのは、外務大臣にお尋ねしたいのですが、第七艦隊は横須賀、佐世保が主要な軍港ではあるが、しかし、この合衆国軍隊の地位に関する協定で、日本のあらゆる開港に入るということができる。その開港は、今条約局長から言われたように、第六条の「施設及び区域」の使用ではない。そうすると、交換公文ではどうなつてゐるかという点、合衆国軍隊が、日本の国内の施設及び区域を使用して、それを基地として戦闘作戦行動に出るときは事前協議の対象になる。事前協議はそれです。

「岩本委員長代理退席、委員長着席」

これは条約局長、そうでしょう。この第六条の交換公文は、私どもがここに持つてゐる資料を——資料というものは、駐留軍使用施設及び区域一覧という調達所から出されてゐる資料です。この施設・区域を利用して、これを基地として戦闘作戦行動に出るときが事点、確認しておきたいのです。

○高橋(通)政府委員 お説の通りでございます。

○横路委員 藤山外務大臣、そこでこういう場合はどうなりますか。第六条で施設・区域は提供だ。その施設・区域を利用して、基地として戦闘作戦行動に出るときは事前協議の対象になる。ところが、通常の開港というものは、関税法の別表にあります。私が読んでみなくても、北海道の根室、釧路、室蘭、函館、小樽、留萌、稚内、青森、八戸と、こうずっとある。ところが、これは、ここに第七艦隊が入つてこれから戦闘作戦行動に出るときは、施設・区域を利用しての戦闘作戦行動でないから、第六条及び交換公文からいけば、この通常開港に入つて、これから戦闘作戦行動に出ていくことは事前協議の対象になりませんね。ならないでしよう。私は条文の解釈から言つておるのです。

○藤山外務大臣 そういふことはあり得ないことではございません。

○横路委員 外務大臣、そういうことはあり得ないといふのは何ですか。あり得ないといふのは、条約のどこからですか。私は、だから今聞いたじゃありませんか。第六条によつて施設・区域を利用して、それは何かと聞いたら、あなたの方では、私のところにいただいてゐるこの駐留軍使用施設及び区域一覧表、これは私が今言わなくても明らかだ、海軍に提供してゐる。そうして事前協議では、この施設・区域を利用して、これを基地として戦闘作戦行動に出るときは事前協議の対象になる。そういうふうに今言つた。ところが、通常開港は自由に出入りができる。この自由に出入りできる通常開港から戦闘作戦行動に出るときは、事前協議の対象になりませんねと聞いてお

る。あり得ないじゃない。なるのかわらないのか聞いておる。あり得ないじゃおかしいですよ。

○藤山外務大臣 そういふところは基地となり得ないのでありますから、あり得ないことは当然であります。

○横路委員 どうして基地としてあり得ないのですか。通常開港に入ること、この行政協定で、おまけに合意議事録で許してゐるじゃありませんか。その許してゐるところから戦闘作戦行動に出るのに、一体あり得ないとは何ですか。この条約上あり得ないとはどういふことですか。

○高橋(通)政府委員 そういふことはあり得ないと申しますのは、当然条約上許されていないわけではございません。条約上許されているのは、基地としての施設・区域を使用して、そこから戦闘作戦行動に出ることでございます。

それから第五条の「出入」云々というところは、日本国に入る場合の技術的な規定でございます。すなわち、日本国に出入する場合、入港料などを課さずに入港していいという、技術的な出入の場合の規定を第五条でしておるわけでございます。

○横路委員 では条約局長にお尋ねしますが、この第六条の実施に関する交換公文のどこに、通常の開港に入つて、それから戦闘作戦行動に出るのはだめだと言ひてあります。ここに書いてあるのは、日本国内の施設及び区域を戦闘作戦行動の基地として利用するときだけじゃありませんか。これは抜け穴じゃありませんか。条約局長に聞いておる。

○高橋(通)政府委員 これは第六条をどうにいたしますと、第六条で、「日

本國の安全に寄与し、並びに極東における國際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆國は、その陸軍、空軍及び海軍が日本國において施設及び区域を使用することを許される。すなわち、施設・区域を使用するわけでございます。そして、交換公文におきましては、その施設・区域を基地として使用する場合、これが協議の対象となる。従いまして、そのほかの場合の使用ということ、それは、ほかの地域をそのように使用するということは、全然これは条約の趣旨は対象として考えていないわけでありませう。

○横路委員 いや、条約局長、あなたが対象として考えていないというものが、この条約の不備な抜け穴なんです。それであるならば、あなたは、明らかに第七艦隊の使用だ、アメリカ合衆國海軍の軍艦の使用については、それは、これ以外については、あなたの方で提供しているこの横須賀、佐世保等以外は使用してはならぬということ、を明確にしておかなければならない。しかるに、あなたは、この基地の使用というものを拡大解釈される。たとえば、一つ例を申し上げます。ハワイから第七艦隊が極東の平和と安全のために出た、ところが、この場合においては、第七艦隊が——あとで防衛庁長官にも私は第二次防衛計画との関係で聞きますが、当然アメリカ海軍としては、ウラジオに連なる潜水艦が津軽海峡を通過して太平洋地域に出るのではない、あるいは宗谷海峡を通過して出るのではない、あるいは千島海峡を通過して出るのではない、あるいは海上自衛隊だつて訓練をしている。そこで、第

七艦隊の一部が、ハワイから出たときに、函館に寄つて、そうして津軽海峡を通過する、あるいはそういう戦術状態が起きた場合には、そこでもつて直ちにそこから出撃するといふ場合だつてあり得るのです。私も心が配っているのは、この第六条や事前協議の交換公文による、これだけでは、この基地の使用といふものを制約できないのです。制約できないから、私も、このうらうらうに第五條及びそれに伴うところの合意議事録でこれを広げるといふことについては、われわれは反対だから聞いておる。あり得ないといふこと——あり得ないといふのは、向こうの善意に依頼してあり得ないといふことなんです。そういう場合に、これが絶対にならぬ出撃することがあり得ないといふことは、この条約のどこから——それ以外に絶対に出てはならぬといふことは言えないでしよう。条約局長、そうじゃありませんか。日本の開港に入つた、そこから出てくる、そこから出ていくことが戦術作戦行動かどうかはわからないじゃありませんか、わかりませうか。

○林(修)政府委員 今、条約局長が答へた通りであります。この新しい安保条約の第六條におきましては、日本の安全あるいは極東の平和と安全に寄与するための米軍が、日本において使用するために施設・区域を提供しているわけでございます。米軍が使用する施設・区域は、みなそういう意味で使用しているわけでございます。それ以外のものを使つて米軍が出るというふうなことは、これはあり得ないわけ、条約上予想されていないわけでございます。それと同時に、こ

のいわゆる普通の開港といふのは、外國貿易に開放されている港でございます。こゝろの港が、いわゆる作戦基地になるというところは、技術的にも考えられないわけでございますし、理論的には、さつき申しましたように、条約がそういうことを初めから問題にしていないわけ、米軍がいよいよ一つの区域を作戦基地あるいは駐留の基地として使うのは、施設・区域としてみな提供してあるわけでございます。また、施設・区域として提供してないものを使うといふことは、条約及び協定は考えていないわけでありませう。港に出入りといふのは、全く技術的に人を揚げたり、あるいは貨物をそこから出し入れする、そういう原理からこれまではできているわけでございます。そういう作戦基地云々の問題であれば、当然に施設・区域といふものがあるわけでございます。その施設・区域以外外を使うことは、この条約は予想しておりません。

○横路委員 法制局長官、あなたは、そういうことは考えていない、この条約ではそういうことはあり得ないと思ふ、それは、あなたが考えていないのか、あり得ないと思ふということだけで、実際の戦術作戦が行なわれる場合に、必ず横須賀か佐世保しか使われないといふものではない。それでは、どういふことが書いてあるかといふと、明らかにアメリカ合衆國軍艦の構成員である、それは昭和二十七年六月でしかの日米合同委員会の頃の項かに書いてあるじゃありませんか。これらの軍用船は、緊急の場合には他のいづれの日本の港にも入ることが出来る。緊急の場合とはどういふことかといふと、な

るほど、台風、暴風もあるでしょう。しかし、戦術状態で、相手から追撃をされて、退避するために港に入るといふことがあるから、ここに書いてあるじゃありませんか。そこに書いてあるして、それから再びその艦隊の戦列に入るということがあり得るじゃありませんか。だから、そういうふうに、法制局長官、これは条約の不備、抜け穴だと私は思ふのです。あなたたちは、アメリカはそういうことはしないだろう、アメリカが第七艦隊が使うのは、必ず横須賀か佐世保だけだろう、そんなことないですよ。通常の開港、港については、どこでも出て、入つて、それから作戦行動の任務を与えられていくことがある、これが基地拡大なんです。そうじゃありませんか。条約のどこからいって、それが絶対により得ないといふことが言えますか、言えないじゃありませんか。

〔発言する者多し〕

○小澤委員長 静粛に願います。

○林(修)政府委員 これは先ほどからお答へいたしました通りに、米軍の使用を許すために、施設・区域を提供しているわけでありませう。逆に言えば、施設・区域のみが米軍が使用するものでございませう。つまり、米軍の使用に供するために、施設・区域といふものを提供しているわけでございますから、それ以外に米軍の使用するといふものはないわけでございます。つまり、米軍が作戦とかあるいは駐留のために使うといふものは、まさに施設・区域、そういう必要があるものは施設・区域に提供するわけでありませう。従つて、この条約の趣旨として、それ

以外のものはない。港の出入りは、全く技術的な問題でございまして、そこを通過して施設・区域に行くとか、そういうところから、港に出入りを認めているわけでございます。それから緊急の場合では、たとえば非常に水がなくなつたとか、あるいは暴風雨でそこに避難をしなければならぬ、そういう場合には開港以外に入つてもよろしい、こゝろのことでございます。それから技術的に考えましても、普通の外國貿易港——開港は外國貿易港でございませう。こゝろのものが作戦基地になるというところ、これは理論的にも技術的にも考えられませうし、と同時に、この条約上の趣旨は、米軍が必要なのは施設・区域として提供する、こゝろの建前になつておるわけでございます。それから、施設・区域でないものは、別に米軍が必要とするものでないわけ、裏からいつても表からいつても、そういうことはあり得ないわけでございます。

○横路委員 それでは一つ林法制局長官に聞きますが、通常の開港に入つて、それから出ていくときには、何に出ていくかわからぬわけですが、もちろん、これは事前協議の対象にはなりません。答へて下さい。あなたは都合の悪いときは立たない。だめじゃありませんか。

○林(修)政府委員 それは普通の港に、開港に出入りして、出ていく場合には、もちろん事前協議の対象にはなりません。

○横路委員 外務大臣、この点が重大なんです。これは、たとえば北海道において、函館とか小樽とかいふところは、非常にこれは天然の良港であつ

て、戦前においても日本の海軍がこれを利用してゐる。だから、こういう港に入つてきて、それが作戦任務を与えられて出ていく、そのことは、一切これらの港については、事前協議の対象にならないという。ならないというこゝとになれば、あなたの方で言うのは、横須賀と佐世保から出ていく、しかも、これはアメリカの太平洋軍司令官を通じて、この横須賀、佐世保の第七艦隊が作戦行動に出ますよ、よろしくございませうかというだめ押しをされて、これを事前協議の対象にして下さい、こういうときだけしか事前協議の対象にならないじゃありませんか。あとそれ以外に何がなりますか。藤山外務大臣、答弁して下さい。

○藤山外務大臣 私ほちつとも重大だと思つておりませんので、先ほど、法制局長官もしくは条約局長が言われました通り、この条約におきまして、アメリカの要求する軍事的な施設といふものを置きますには、そのためにわれわれは基地を提供しておるわけであり、ありますから、施設・区域を提供したことの目的のためにそれが使用されるわけで、それ以外のところには、そういう意味で使はれないのであります。一般的に外国の軍艦が入つてくるというようなことは、これは通常開港地もあるわけであり、けれども、今の安全保障条約の目的として、そういうことは考えられないわけでございます。

○横路委員 外務大臣、私どもが心配をしておりますのは、横須賀、佐世保に限つて、ここから出る第七艦隊だけが、しかも、アメリカ側の申し出によつて、しかも、横須賀、佐世保の基地を利用して出るその戦艦作戦行動だけが、事前協議の対象になると政府が言うから、私たちは国民にかわつて尋ねている。横須賀、佐世保以外に、北海道においても、函館や小樽等においては天然の良港で、これは明らかに、戦争前においては日本の海軍は利用してゐた。だから、そういうところに入つて、そうして出て行くことについては、今の答弁で、明らかに事前協議の対象にならない、ならないということがはつきりした。私たちは、そういう意味で、この基地が拡大をされる、自由に使われる、そうして出入については、戦艦作戦行動の任務を与えられて出てゐる。これは事前協議の対象にはならないといふことが明らかにいたしましたから、そこで、私は午前の質問はこれでやめておきます。

○林(修)政府委員 この点は先ほどからお答えしております通りに、米軍が第六条に基づいて、日本の安全に寄与する、あるいは極東の平和と安全に寄与するために使用する場合には、当然に施設・区域とするわけでございます。逆に言えば、施設・区域としないものは、米軍がそういう作戦行動に使うことは、この条約上許されておらないわけでございます。従いまして、いろいろな技術的な理由から、開港に入ることは認められておりますが、作戦行動の基地として使うことは施設・区域に限られる、こういうことが条約の趣旨でございます。それに違反することがあれば、これは条約の趣旨に合わない問題だ、かよふになります。

〔発言する者多し〕

○横路委員 委員長、今理事から話があつて、十二時から……。

〔質問がなければ打ち切り〕「まだある、休憩」と呼び、その他発言する者、離席する者多く、議場騒然。

○小澤委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後零時三十七分休憩

午後十時二十五分

○小澤委員長 休憩前に……〔発言する者、離席する者多く、議場騒然、聴取不能〕……。

午後十時三十七分

〔参照〕

衆議院公報第九九号(昭和三十三年五月十九日)に掲載された五月十九日の日米安全保障条約等特別委員会の議事経過は、次の通りである。

△日米安全保障条約等特別委員会(第三十七回)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の締結について承認を求めるの件(条約第一号)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の締結について承認を求めるの件(条約第二号)

右両件は、いずれも承認すべきものと議決した。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約等の締結に伴う関係法令の整理に関する法律案(内閣提出第六五号)

右案は、原案の通り可決した。

〔参照〕

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の締結について承認を求めるの件(条約第一号)に関する報告書

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の締結について承認を求めるの件(条約第二号)に関する報告書

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約等の締結に伴う関係法令の整理に関する法律案(内閣提出第六五号)に関する報告書〔別冊附録に掲載〕

日米安全保障条約等特別委員会議録第三十五号中正誤

ペシ段 行 誤 正

ハニ 終りつとおりであとりである。

日米安全保障条約等特別委員会議録第三十六号中正誤

ペシ段 行 誤 正

云一 五のです。かそですか。そ

昭和三十五年十一月十六日印刷

昭和三十五年十一月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局